

ID: 195

担当部署: 産業課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	道の駅たかねざわ元気あっぷむらの設置及び管理に関する条例 第12条(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例規番号	令和元年条例第16号		
【基準】			
第12条及び道の駅たかねざわ元気あっぷむらの設置及び管理に関する条例施行規則第12条の規定による。 (利用料金の減免)			
第12条 町長は、規則に定める特別な理由があるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。			
(利用料金の減免)			
第12条 条例第12条の規則に定める特別な理由は、次のとおりとする。			
(1) その利用が公益上必要と認められるとき。			
(2) 町長が特に認めたとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日